

松浪地区まちぢから協議会からの認定申請書一式
平成28年7月14日

認定申請書

平成28年7月1日

(あて先) 茅ヶ崎市長 様

団体の名称 松浪地区まちぢから協議会
代表者住所 [REDACTED]
代表者氏名 会長 植松 伸擴
連絡先 [REDACTED]

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第2条の規定により次のとおり申請します。

団体の名称	松浪地区まちぢから協議会
代表者の氏名	会長 植松 伸擴
主たる事務所の所在地	茅ヶ崎市常盤町2番2号
	茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第1号の規定により市長が別に定める松浪地区
主として活動する区域	

備考 この申請書には、次の書類を添付してください。

- (1) 規約
- (2) 構成員の一覧を記載した書類（氏名、役職、所属団体）
- (3) 申請する年度の活動計画書及び收支予算書
- (4) 重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書
- (5) 全ての個人の参加に関する調書
- (6) 民主的な運営に関する調書
- (7) その他、市長が必要と認める書類





松浪地区まちから協議会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、松浪地区まちから協議会（以下「本会」という。）と称し、その所在地を松浪コミュニティセンター（所在地：茅ヶ崎市常盤町2番2号）とする。

(区域)

第2条 本会の区域は、市長が告示する松浪地区（以下「地区」という。）とする。

(目的)

第3条 本会は、茅ヶ崎市自治基本条例の第25条（コミュニティ）及び第26条（協働）に基づき、「地域と市の協働」、「市民相互の協働」の考え方の基、地区の単位自治会の代表者、地区の各分野の地域団体の代表及び地区内に居住する者で構成された地区的代表性をもった組織として、松浪コミュニティセンターを拠点に新たな地域コミュニティを形成し、地域の様々な活動について話し合い、顔の見える関係づくりや団体同士の連携を図り、多くの方々が地域の情報を共有し、地域活動を活性化し、まちからを高め、地域の課題の発見や解決をしていくことを目的とする。

- 2 本会は、松浪コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさとふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。
- 3 本会は、子どもの家なみっここの管理運営を行い、子どもたちにとって身近で気軽に訪れることができる安全・安心な遊び場を提供し、子どもたちの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
- 4 本会は、松浪自治会館の管理運営を行い、地区内の住民の自治と文化の向上及び親睦融和を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区内の住民及び各種団体等の共通の課題解決に向けた取り組みに関する事。
- (2) 地区内の住民及び各種団体等の共通の学習及び行事等に関する事。
- (3) 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関する事。
- (4) 地区内の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関する事。
- (5) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっここの管理運営に関する事。
- (6) 松浪自治会館の管理運営に関する事。
- (7) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関する事。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 地区に属する全ての単位自治会の代表者
- (2) 地区社会福祉協議会の代表

- (3) 地区民生委員児童委員協議会の代表
- (4) 地区老人クラブ連合会の代表
- (5) 地域包括支援センターさざなみの代表
- (6) 地区体育振興会の代表
- (7) 地区スポーツ少年団の代表
- (8) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (9) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (10) 松浪小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (11) 汐見台小学校 P T A の代表
- (12) 緑が浜小学校 P G T の代表
- (13) 松浪小学校 P T A の代表
- (14) 松浪中学校 P T A の代表
- (15) 松浪学区子ども会連合会の代表
- (16) 食生活改善推進団体の代表
- (17) 地区の環境指導員の代表

- 2 次に掲げる者については、総会において議決された者から順次委員に追加していく。
 - (1) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、委員の募集に対し、応募し、別に定めた選考要領により選考された者
 - (2) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、本会の委員 5 名以上の推薦があった者
- 3 委員の任期は 2 年とする。ただし、第 1 項各号及び前項第 2 号に規定する者については、再任を妨げない。
- 4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(準委員)

第 6 条 本会に準委員を置く。

- 2 準委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 会計 2 名
- (4) 書記 2 名
- (5) 監事 4 名

(役員の選任)

第 8 条 会長、副会長、会計、書記及び監事は、総会において、委員の中から互選により選任する。

(役員の職務)

- 第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。
 - 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
 - 4 書記は、事務局を総括する。
 - 5 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員の任期)

- 第10条 役員の任期は2年とする。ただし、3期までとする。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

- 第11条 役員が、本規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

(会議)

- 第12条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、部会とする。
- 2 総会及び運営委員会は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会及び運営委員会は委任状の提出があった委員については、出席があったものとみなす。
 - 3 総会及び運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の構成)

- 第13条 総会は、委員をもって構成する。ただし、参考人として準委員を出席させることができる。
- 2 総会の議長は、本会の会長が就く。

(総会の種別)

- 第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 定期総会は、年度当初に開催する。
 - 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第5項の規定により監事から請求があつたときに開催する。

(総会の招集)

- 第15条 総会は、会長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、総会の構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示

して、会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第16条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) まちぢから協議会の事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) まちぢから協議会の予算及び決算に関する事項
- (3) まちぢから協議会の役員、準委員の選任及び解任に関する事項
- (4) 第5条の第2項に掲げる委員の選任及び解任に関する事項
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 本規約等の制定及び改正に関する事項
- (7) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみつこの事業計画及び事業報告に関する事項
- (8) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみつこの予算及び決算に関する事項
- (9) 松浪コミュニティセンターの役員の選任及び解任に関する事項
- (10) 松浪自治会館の予算及び決算に関する事項

(総会の議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

3 議事録は、委員に送付する。

(役員会の構成)

第18条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに召集する。

(役員会の審議事項)

第20条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会、運営委員会に付議すべき事項
 - (2) 総会、運営委員会、部会の会務の調整に関する事項
- (運営委員会の構成)

第21条 運営委員会は、委員をもって構成する。ただし、参考人として準委員を出席させることができる。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第22条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の議決事項)

第23条 運営委員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 部会長の選任及び解任に関する事項
- (2) 部会の設置及び廃止に関する事項
- (3) 各部会が協議した事業に関する事項
- (4) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関する事項
- (5) 松浪コミュニティセンターの管理運営における重要事項の決定に関する事項
- (6) 松浪自治会館の管理運営における重要事項の決定に関する事項
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (9) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (10) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という。）に関する事項

(部会の構成)

第24条 各部会は、委員及び部会員で構成する。

2 各部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、委員とする。

4 副部会長は、部会の中から互選により選任する。

5 部会員は、当該部会への参画の意思がある者とする。（自治会長部会を除く。）

(部会長及び副部会長の職務)

第25条 各部会長、各副部会長は次の職務を行う。

2 部会長は、当該部会を代表し、会務を総括すると共に運営委員会に出席する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは、その職務を代行する。

(部会長及び副部会長の任期)

第26条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(部会の招集)

第27条 部会は、部会長又は運営委員会が必要と認めたときに招集する。

(部会の審議事項)

第28条 部会は、所掌する事項について調査・審議し、各種の事業を実施する。

2 部会名及び所掌する事項は別に定める。

(松浪コミュニティセンターの管理運営)

第29条 松浪コミュニティセンターの管理運営は、本会の中に設ける松浪コミュニティセンター管理運営委員会が行う。

2 松浪コミュニティセンター管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(松浪自治会館の管理運営)

第30条 松浪自治会館の管理運営は、本会の中に設ける松浪自治会館管理運営委員会が行う。

2 松浪自治会館管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(事務局)

第31条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には地区内に居住する者から役員会が推薦し、総会の議決を得た者を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第32条 事務局は、会議に出席し、次の事務を司るものとする。

(1) 会議の開催通知書の作成及び送付

(2) 会議の資料の作成

(3) 会議の議事録の作成

(4) 会計事務に伴う資料の作成

(5) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整

(6) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ

(事業及び会計年度)

第33条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第34条 協議会の経費は、市からの補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第35条 会議で出された意見等のほか、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第36条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年3月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月18日から施行する。



松浪地区まちぢから協議会 部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松浪地区まちぢから協議会規約第28条第2項の規定により、松浪地区まちぢから協議会の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会について)

第2条 松浪地区まちぢから協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 防災対策部会
- (2) 自治会長部会
- (3) 市民安全部会

(部会の所掌する事項等について)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとし、事業計画及びその他必要な事項については、各部会において定めることとする。

(1) 防災対策部会

- ア 防災・減災対策の推進に関すること。
- イ 防災・減災等に関する講演の企画・運営及び実施に関すること。
- ウ 防災訓練の企画・運営、実施及び検証に関すること。
- エ その他、松浪地区まちぢから協議会の運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること。

(2) 自治会長部会

- ア 自治会相互の連絡調整に関すること。
- イ 行政からの伝達事項及び依頼事項に関すること。
- ウ その他、松浪地区まちぢから協議会の運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること。

(3) 市民安全部会

- ア 安心・安全な街づくりの推進に関すること。
- イ 交通安全・地域犯罪等に関する講演の企画・運営及び実施に関すること。
- ウ その他、松浪地区まちぢから協議会の運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること。

附 則

この規程は、平成25年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月17日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年5月18日から施行する。

2 平成26年9月17日に設置されたコミュニティカフェ部会は廃止する。



平成28年度 松浪地区まちぢから協議会 委員名簿

△	職名	氏名	団体名及び役職等
1	会長	植松 伸擴	協議会推薦
2		中井 汎	浜竹一丁目自治会 会長
3	監事	前田 積	浜竹二丁目自治会 会長
4		中嶋 隆夫	浜竹三丁目自治会 会長
5		野津手 静郎	浜竹四丁目自治会 会長
6		白石 壽明	松浪一丁目自治会 会長
7		長谷川 清	松浪二丁目自治会 会長
8		有川 勝治	富士見町自治会 会長
9		辻 俊子	LG富士見町自治会 会長
10	副会長	平松 民平	常盤町自治会 会長
11		牧島 達夫	緑が浜自治会 会長
12	会計	松井 教	汐見台自治会 会長
13		荒牧 喬平	出口町自治会 会長
14	書記※	北村 嘉秀	ひばりが丘自治会 会長
15		朝岡 通光	美住町自治会 会長
16		坂井 修一	松浪地区社会福祉協議会 会長
17		高田 陽子	松浪地区民生委員児童委員協議会
18		淵上 信也	松浪地区老人クラブ連合会 会長
19		川原 博美	松浪地区地域包括支援センターさざなみ 管理者
20		広瀬 忠夫	松浪地区体育振興会 会長
21	監事	櫻井 武一	松浪地区スポーツ少年団 会長
22	書記	中東 恵子	汐見台小学校区青少年育成推進協議会 会長
23	副会長	小野江 達人	緑が浜小学校区青少年育成推進協議会 会長
24	会計	大類 ひさ枝	松浪小学校区青少年育成推進協議会 会長
25		中馬 智子	汐見台小学校 P T A 会長
26	監事	刈間 昌仁	緑が浜小学校 P G T 会長
27		新井 昭子	松浪小学校 P T A 会長
28		佐藤 まり子	松浪中学校 P T A 会長
29		小磯 優子	松浪学区子ども会連合会 会長
30	監事	菊池 紀子	食生活改善推進団体 会員
31			環境指導員 地区代表

書記※ 前書記の残任期間のため、1年で満期(平成29年3月31日まで)



松浪地区まちぢから協議会 平成28年度事業計画書(案)

○事業計画方針

・課題把握

アンケートや意見交換会等を用い、松浪地区の課題を把握を行い、分野毎に課題の整理を行い、課題解決までの方法等についての検討を行う。

・課題解決

課題把握・整理を行い、運営委員会において協議を行う中で必要に応じて部会の設置を行い、行政と協働した中で課題解決を図っていく。

・広報活動

松浪地区まちぢから協議会の活動を地域住民に周知を行うために、紙媒体やインターネット等を用い、広報活動を行う。

・人材発掘

部会を設置していく中で、地域住民に対して広く呼びかけを行い、気軽に参加できる環境を整備することで、潜在的な人材を発掘する。

○事業等の計画

※なお、下記事業の詳細に関しては運営委員会で検討を行い、決定する。

開催予定日時	事業名	場所
8月20日（土）・21日（日）	盆踊り大会・模擬店	松浪小学校
9月10日（土） 13時30分～	市民集会	松浪コミュニティセンター
11月13日（日）9時～	地区防災訓練	松浪小・中学校
1月14日（土）17時～	賀詞交歓会	松浪コミュニティセンター

・規約第3条に規定する協議会の目的達成のために必要な事業について、運営委員会において協議、決定する。

○会議の予定

期日	会議・事業名	備考
通年	役員会（適宜）	
通年	運営委員会（適宜）	

※なお、役員会、運営委員会とともに、会議の構成員の都合に応じてスケジュール調整を行い、開催日時を決定する。



平成28年度 松浪コミュニティセンター 自主事業計画書

実施時期	事業名等	内容(参加見込み人数、総経費、参加費等の目安)
未定 (平成29年3 月までに実施予 定)	コミセンまつり	内容:模擬店、ステージパフォーマンス等 参加見込み人数1000人 総経費30万円
毎月	コミセンだより	内容:コミセンの使い方等のルール、自主事業等 のPR等 総経費:12万円



平成28年5月16日現在

平成28年度 松浪地区まちぢから協議会関係行事予定一覧

総会・運営委員会（第3水曜日9:30～12:00 松浪コミュニティセンター）

5月18日(水)	総会・第1回運営委員会	11月16日(水)	第7回運営委員会
6月15日(水)	第2回運営委員会	12月21日(水)	第8回運営委員会
7月20日(水)	第3回運営委員会	1月18日(水)	第9回運営委員会
8月17日(水)	第4回運営委員会	2月15日(水)	第10回運営委員会
9月21日(水)	第5回運営委員会	3月15日(水)	第11回運営委員会
10月19日(水)	第6回運営委員会		

*まちぢから連絡協議会…定例会 毎月第2水曜日

主催及び関連行事等

期日	行事	場所	時間	主催等
8/20(土) 21(日)	盆踊り大会	松浪小	-	体振
	盆踊り大会・模擬店		-	
9月10日(土)	市民集会	松浪コミュニティセンター	13:30	○
10月16(日)	福祉ふれあいまつり	松浪小	-	社協
11月13日(日)	地区防災訓練	各小中学校	14:00	○
1月14日(土)	賀詞交歓会	松浪コミュニティセンター	11:00	○
2月中旬(未定)	ふれあいネットワーク交流会	松浪コミュニティセンター	13:00	社協

○は主催（共催）事業

松浪朝市（第1・第3日曜日※1 8:00～9:00）

4月 3・17	7月 3・17	10月 2・16	1月 15 ※1
5月 1・15	8月 7・21	11月 6・20	2月 5・19
6月 5・19	9月 4・18	12月 4・18	3月 5・19

※1 1月は、年末年始の関係から第3日曜日のみ

海岸清掃 美化 クリーンキャンペーン

- ・5月29日(日) [雨の時 6月5日(日)]
- ・7月31日(日) [雨の時 中止]

役員会（原則第2水曜日9:30～12:00 松浪コミュニティセンター）

4月13日(水)	第1回役員会	10月12日(水)	第7回役員会
5月11日(水)	第2回役員会	11月9日(水)	第8回役員会
6月8日(水)	第3回役員会	12月14日(水)	第9回役員会
7月13日(水)	第4回役員会	1月11日(水)	第10回役員会
8月10日(水)	第5回役員会	2月8日(水)	第11回役員会
9月14日(水)	第6回役員会	3月8日(水)	第12回役員会

部会

開催日時	会議	その他
通年	防災対策部会	詳細は、部会における事業計画に基づく
通年	自治会長部会	詳細は、部会における事業計画に基づく
通年	市民安全部会	詳細は、部会における事業計画に基づく



平成28年度 松浪地区まちぢから協議会 予算

平成28年4月1日～平成29年3月31日 (単位:円)

取 入		支 出	
項 目	昨年 決算	予 算	項 目
繰 越 金	308,432	345,326	27年 度 過 越
現 金	210,251	2,738	会 議 費
普通預金	98,181	342,588	事 務 費
補 助 金	484,080	440,000	事 業 費
地区自治会連合会等	100,000	100,000	市民集会
地区防災訓練	240,000	240,000	松浪朝市
地域コミュニティ活動	100,000	100,000	賀詞交歎会
団体設置運営費			防災対策部会
県くらし安全交通課	44,080		市民安全部会
分 担 金	364,720	364,600	自治会員部会
		7,715世帯×40円 +14自治会×4,000円	地域コミュニティ活動
雜 収 入	752,924	600,000	盆踊り模擬店経費
金踊り模擬店売上高	632,894	600,000	助 成 費
朝市懇親会	70,000		盆踊り模擬店経費
松浪コミュニティ研修費	50,000		77,180
県土木事務より過払小金	30		松浪小区青推協
受取利息	172	172	緑が浜小区推進協
			汐見台小区推進協
			涉 外 費
			23,000
			研 修 費
			10,000
			通 信 費
			0
			慶弔 費
			0
			10,000
			役 務 費
			30,000
			40,000
			雜 費
			1,296
			10,000
合 計	1,910,328	1,750,098	予 備 費
			0
			32,918
			合計
			1,464,848
			1,750,098

盆踊り模擬店準備金 725,051円

平成28年5月10日

以上の通り報告いたします。

松浪地区まちぢから協議会

会長

植松

伸擴

会計

大類

ひさ枝

会計

松井

教





平成28年度 松浪コミュニティセンター 管理業務収支予算書
(単位:円)

収入の部

科 目	予 算 額	内 訳
委託金	16,893,000	茅ヶ崎市より
コミュニティカフェ売上	4,632,670	ラジ、コーヒー、ジュース等による売り上げ
雑入	432,140	印刷機、ピアノ、カラオケ、コピー機等利用料金
	621,072	松浪コミセン費用負担按分戻り金
計	22,578,882	

支出の部

科 目	予 算 額	内 訳
人件費	4,854,630	(4月～6月、10月～3月) 開館日数 306日 (7月～9月) 開館日数 78日
	228,420	有給休暇
管理者手当	720,000	松浪コミュニティセンター管理運営委員会役員代償
法定福利費	43,206	コミュニティセンター人件費×雇用保険料率 0.85%
	15,249	コミュニティセンター人件費×労災保険料率 0.3%
施設賠償責任保険	40,429	あいおいニッセイ同和損害保険
運営活動費	200,000	コミュニティセンター施設連絡会関連経費、会議費、印刷費
自主事業費	520,000	コミセンまつり等の自主事業
システム予約トナ一代	80,000	施設予約システム用プリンターリンク
消耗品費	1,838,568	印刷機トナ一代、文房具等日用品
光熱水費	2,560,000	LPGガス、電気料金、水道料金
通信運搬費	426,000	電話代、カラオケ通信料28,620×12ヶ月
修繕料	160,000	
委託料	4,949,775	警備委託、清掃委託、消防設備保守点検委託、防火対象物 点検委託、空調設備保守点検委託、電気保守点検委託 昇降機保守点検委託、自動ドア保守点検委託
賃借料	852,000	コピー機22,464×12ヶ月、印刷機41,364×12ヶ月、掃除用具
使用料	22,935	NHK受信料
コミュニティカフェ運営経費	4,632,670	材料費、運営活動費
雑費	235,000	振込手数料、新聞購読料、ピアノ調律料金等
予備費	200,000	
計	22,578,882	



平成28年度 子どもの家なみっこ 管理業務収支予算書

(単位：千円)

収入の部

科 目	予 算 額	内 訳
委託金	3,384,000	茅ヶ崎市より
雑入		
計	3,384,000	

支出の部

科 目	予 算 額	内 訳
人件費	2,444,940	(4月～6月、10月～3月) 開館日数 306日 (7月～9月) 開館日数 日
	152,280	有給休暇
法定福利費	22,076	子どもの家人件費×雇用保険料率 0.85%
	7,792	子どもの家人件費×労災保険料率 0.3%
施設賠償責任保	1,751	
消耗品費	310,068	文房具等
光熱水費	129,409	
修繕料	11,116	
委託料	304,568	警備委託、清掃委託、消防設備保守点検委託、 防火対象物点検委託、空調設備保守点検委託、 電気保守点検委託、昇降機保守点検委託、 自動ドア保守点検委託、
計	3,384,000	



1 重要事項の決定に関する者の公募に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第4号に規定する「重要事項の決定に関する者の一部が公募により選出されるものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

(1) 現在の状況

重要事項の決定は、松浪地区まちぢから協議会規約第16条及び第23条に規定した「総会」及び「運営委員会」の議決をもって行うものとしています。

「総会」及び「運営委員会」は、規約第13条及び第21条のとおり、委員によって構成されています。委員は、規約第5条のとおりとなっており、現在、30名で構成されています。男女比は、男性委員20名、女性委員10名です。

平成28年7月現在、公募により選出された委員はいません。

(2) 選出の経緯

公募委員の選出の経緯として、広報ちがさき、市ホームページ、松浪地区まちぢから協議会ホームページに募集案内を掲載するほか、募集案内及び応募用紙を松浪地区内の公共施設に配架しました。また、松浪地区の14自治会の回覧により募集の周知を行いました。

周知及び募集期間は、平成28年4月1日から30日までの1か月間とし、募集期間中に4名の応募がありました。

しかし、松浪地区まちぢから協議会委員選考委員会議(松浪地区まちぢから協議会役員等により構成)で選考を行った結果、公募委員の選任には至りませんでした。

(3) 今後の取り組み予定

平成28年4月に行った公募委員の選考は、4名の応募があったにも関わらず、選任するに至らなかったことから、公募委員を選出する目的(一般の地域住民の参画により、広く地域住民が感じるニーズや課題を把握すること)を再度確認し、必要に応じて選考基準を見直し、平成29年1月(予定)から新たな公募委員の募集及び選考を行う予定です。

注 必要に応じて別に資料を添付することも可能とします。この場合において、用紙は原則として日本工業規格A4列4番(以下「A4」という。)を使用することとし、これにより難いときはA4の大きさになるよう折ってください。

2 全ての個人の参加に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第5号に規定する「活動の一環として行われる事業の認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

(1) 認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるための仕組み、取り組み
松浪地区のすべての市民が参加できる事業として、平成27年度の事業は、次のとおりです。

1. 市民集会

9月に開催し、参加者数95名(市民)、36名(行政)となり、チラシの回覧や松浪コミュニティセンターでの案内等、幅広く参加を呼び掛け実施しました。また、市民集会で取り上げた課題や討論の内容については、まちぢから協議会のホームページで公開しています。

2. 部会活動(市民安全部会)

8月に神奈川県安全防災部くらし安全交通課職員及び茅ヶ崎警察署生活安全課職員を招き、防犯講話「振り込め詐欺等の防止」について、地域住民(40名程度参加)を主な対象として実施しました。

10月に茅ヶ崎警察署交通課職員及び市安全対策課職員を招き、交通安全講話「事故事例・交通ルール」、「自転車の安全な乗り方」について、地域住民(30名程度参加)を主な対象として実施しました。

いずれも、多数の地域住民に来場いただくために、まちぢから協議会ホームページ、自治会掲示板、自治会回覧、公共施設に配架し、幅広く参加を呼び掛けました。

3. 部会活動(防災対策部会)

11月に地区防災訓練を行うために、部会内に防災訓練実行委員会を設置して、企画・準備を行いました。松浪地区の地域住民に参加を促すために、自治会掲示板、自治会回覧を行い、松浪小学校・中学校それぞれで開催し、805名が参加しました。

4. 部会への参加や意見等の募集の呼び掛け

四半期1回(4回/年、1回あたり9,000部)発行している広報紙「まつなみだより」により、部会の活動状況の報告を行い、部会参加の呼び掛けや意見の募集について、地域住民に呼び掛けを行っています。

(2) 今後の取り組み予定

これまでの活動は、継続的に実施しますが、より効果的に地域住民の参加を促せる事業となるよう実施方法や実施内容を検討し、取り組む予定です。

また、地区内における新たな課題を把握し、課題解決に向けた取り組みのために、必要に応じて、新たな部会を立ち上げる予定です。

注 必要に応じて別に資料を添付することも可能とします。この場合において、用紙は原則としてA4を使用することとし、これにより難いときはA4の大きさになるよう折ってください。

3 民主的な運営に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第6号に規定する「民主的に運営されているものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

(1) 現在の状況

○民主的な運営

松浪地区まちぢから協議会規約第12条で、会議（総会、役員会、運営委員会、部会）を位置付けています。重要事項を決定する「総会」及び「運営委員会」においては、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができないこと、また、議事は出席委員の多数決により議決する旨を規定し、民主的な運営に努めています。

○組織の透明性

組織の透明性については、広報紙「まつなみだより」を四半期に1回発行(9,000部)し、まちぢから協議会の活動状況や、各団体からのお知らせなどをはじめ、松浪地区に関する様々な情報を積極的に発信しています。

また、松浪地区まちぢから協議会のホームページを立ち上げ、積極的に情報を開示しています。このホームページを確認すれば、松浪地区で行われていることがわかるよう努めています。

(2) 今後の取り組みについて

今後も地域住民に、まちぢから協議会への理解・認識を深めていただけるよう広報紙の発行、ホームページでの情報発信を強化し、周知していく所存です。

注 必要に応じて別に資料を添付することも可能とします。この場合において、用紙は原則として日本工業規格A列4番（以下「A4」という。）を使用することとし、これにより難いときはA4の大きさになるよう折ってください。



松浪地区まちから協議会 定期総会 議事録

日時：平成28年5月18日(水)午前9時30分から午前11時30分まで

場所：松浪コミュニティセンター ホール1・2

参加者：協議会推薦(植松)、浜竹一丁目自治会(中井)、浜竹二丁目自治会(前田)、浜竹三丁目自治会(中嶋)、浜竹四丁目自治会(野津手)、松浪一丁目自治会(白石)、松浪二丁目自治会(長谷川)、富士見町自治会(有川)、LG富士見町自治会(辻)、常盤町自治会(平松)、緑が浜自治会(牧島)、汐見台自治会(松井)、出口町自治会(荒牧)、ひばりが丘自治会(北村)、美住町自治会(朝岡)、松浪地区社会福祉協議会(坂井)、松浪地区老人クラブ連合会(淵上)、松浪地区地域包括支援センターさざなみ(川原)、松浪地区体育振興会(広瀬)、松浪地区スポーツ少年団(櫻井)、汐見台小学校区青少年育成推進協議会(中東)、緑が浜小学校区青少年育成推進協議会(小野江)、松浪小学校区青少年育成推進協議会(大類)、汐見台小学校PTA(中馬)、緑が浜小学校PGT(刈間)、松浪中学校PTA(佐藤)、食生活改善推進団体(菊池)、松浪小学校PTA(新井)

欠席者：松浪地区民生委員児童委員協議会(高田)、環境指導員(未選)

茅ヶ崎市総務部市民自治推進課 課長(岸)、課長補佐(永倉)、主任(窪田)

1 開会(小野江副会長)

2 総会の定足数報告

委員30名中28名が出席、内1名から議長に委任状の提出があった。

規約第12条2項により、本日の出席委員については、過半数を越えているため、総会が正式に成立したことの報告があった。

3 会長あいさつ

4 議長の選任について

規約第13条第2項により、総会の議長は植松会長が務める。

5 議事

(1)議事録署名人の選任

有川委員、辻委員が議事録署名を務める。(名簿順)

(2)議案第1号 平成27年度松浪地区まちから協議会決算報告：原案のとおり可決

(3)議案第2号 平成27年度松浪自治会館決算報告：原案のとおり可決

(4)議案第3号 平成27年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務事業報告：原案のとおり可決

議案第4号 平成27年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務決算報告：原案のとおり可決

※予算決算について、項目の見せ方を工夫し、さらにわかりやすくするよう提案があった。

(5)議案第5号 監査報告：原案のとおり可決

(6)議案第6号 松浪地区まちから協議会規約の改正について：原案のとおり可決

(7)議案第7号 平成28年度松浪地区まちから協議会公募及び推薦委員について：公募委員について、選考委員により一次書類選考により応募者4名が不合格となったことが報告された。推薦委員について、推薦書が提出され、植松氏が推薦委員として承認された。

(8)議案第8号 平成28年度松浪地区まちぢから協議会役員の選任について：規約第7条に、会長1名、副会長2名、会計2名、書記2名、監事2名と規定されているが、規約の改正が原案のとおり可決し、監事が2名から4名となった。

○平成27年度の役員は次のとおり

- ・会長：植松委員(1期2年目)
- ・副会長：平松委員(1期2年目)、小野江委員(2期1年目)
- ・会計：松井委員(2期1年目)、大類委員(1期2年目)
- ・書記：牧島委員(2期1年目)、中東委員(1期2年目)
- ・監事：前田委員(2期1年目)、菊池委員(1期1年目)

上記のとおり、小野江副会長、松井会計、牧島書記、前田監事については、任期2年のうちの1年満了のため、引き続き就任するが、牧島書記においては、コミュニティセンター館長に専念するため、辞任することとなり、代わりに北村委員が書記に就任した。役員への立候補はなく、会長に植松委員の他薦、副会長に平松委員、会計に大類委員の他薦、書記に中東委員の他薦、監事に菊池委員(食・改)、刈間委員、櫻井委員の他薦があり、承認された。なお、監事の菊池委員(松浪小学校PTA)は、松浪小学校PTA会長の任期満了に伴い、退任することとなった。

○平成28年度の役員は次のとおり

- ・会長：植松委員(2期1年目)
- ・副会長：平松委員(2期1年目)、小野江委員(2期2年目)
- ・会計：松井委員(2期2年目)、大類委員(2期1年目)
- ・書記：北村委員(1期2年目)※牧島委員の残任期間、中東委員(2期1年目)
- ・監事：前田委員(2期2年目)、菊池委員(食・改)(1期1年目)
刈間委員(1期1年目)、櫻井委員(1期1年目)

(9)議案第9号 松浪コミュニティセンター管理運営委員会役員の選任について：松浪コミュニティセンター管理運営委員会規約が制定され、役員が選任された。

○平成28年度の役員は次のとおり

- ・委員長：植松委員(1期1年目)
- ・副委員長：牧島委員(松浪コミュニティセンター館長)(1期1年目)、小野江委員(松浪コミカフェ委員長)(1期1年目)
- ・会計：松井委員(1期1年目)
- ・常任委員：北村委員(1期1年目)、中東委員(1期1年目)

(10)議案第10号 平成28年度松浪地区まちぢから協議会事業計画案：原案のとおり可決
議案第11号 平成28年度松浪地区まちぢから協議会收支予算案：原案のとおり可決

(11)議案第12号 平成28年度松浪自治会館收支予算案：原案のとおり可決

(12)議案第13号 平成28年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務事業計画案：原案のとおり可決

議案第14号 平成28年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務收支予算案：原案のとおり可決

(13)その他

6 閉会(平松副会長)

議長

植松伸廣

議事録署名人

有川勝治

議事録署名人

辻俊子